

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例及びみんなで取り組む防災活動促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第35号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例及びみんなで取り組む防災活動促進条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年岩手県条例第52号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第9条の17 災害応急作業等手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 人事委員会の定める機関に勤務する職員が、次に掲げる作業に従事したとき。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第60条第1項の規定に基づき居住者等が避難のため立退きを勧告され、若しくは指示された地域又は同法第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第9条の17 災害応急作業等手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 人事委員会の定める機関に勤務する職員が、次に掲げる作業に従事したとき。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第60条第1項の規定に基づき居住者等が避難のため立退きを指示された地域又は同法第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(みんなで取り組む防災活動促進条例の一部改正)

第2条 みんなで取り組む防災活動促進条例(平成22年岩手県条例第49号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(災害時の行動)</p> <p>第11条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、</p>	<p>(災害時の行動)</p> <p>第11条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、</p>

自主的な避難、市町村長の避難の勧告又は指示に従った行動その他適切な行動をとるよう努めるものとする。

(避難行動要支援者の支援体制の整備に係る支援)

第14条 県は、第9条に規定する支援体制の整備が円滑に行われるよう、市町村が作成する避難行動要支援者の避難の支援に関する計画についての助言その他必要な支援を行うものとする。

自主的な避難、市町村長の避難の指示に従った行動その他適切な行動をとるよう努めるものとする。

(避難行動要支援者の支援体制の整備に係る支援)

第14条 県は、第9条に規定する支援体制の整備が円滑に行われるよう、市町村に対し、法第49条の14第1項に規定する個別避難計画についての助言その他必要な支援を行うものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。